

高福 第4328号-3

平成29年 3月 1日

地域密着型サービス事業所 管理者 様  
介護予防通所介護相当サービス開始予定事業所 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

地域密着型通所介護事業所等における生活相談員の資格要件について（通知）

通所介護における生活相談員の資格要件の取扱いについて、県から、別紙のとおり通知（平成29年1月31日付、高齢第1092号の2。以下「県通知」という。）がありました。

新発田市所管の「地域密着型通所介護事業所」及び新発田市介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防通所介護相当サービス事業所（現行相当サービス）」における人員、設備及び運営等に関する基準については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）及び「新発田市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱」で規定しているところですが、この度の県通知を受け、本市においても、当該事業所における生活相談員の資格要件については、県通知中の別紙「通所介護における生活相談員の資格要件について」の整理のとおりとし、下記により取り扱うこととします。

なお、本通知による取り扱いは、新発田市が所管する「地域密着型通所介護」及び新発田市介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防通所介護相当サービス事業所」の人員基準にのみ適用しますので、ご注意ください。

記

- 1 地域密着型通所介護事業所及び新発田市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所介護相当サービス事業所における生活相談員の資格要件
  - (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（従来の取り扱いからの変更はありません）
    - ア 社会福祉主事任用資格
    - イ 社会福祉士
    - ウ 精神保健福祉士
  - (2) その他(1)と同等以上の能力を有すると認められる者（通知により、「同等以上の能力を有する」と認められる資格を示すもの）
    - ア 介護支援専門員

イ 一定の業務経験を有する介護福祉士

「一定の業務経験」とは、次のいずれかを満たすことを指します。

- (ア) 生活相談員業務を行おうとする地域密着型通所介護事業所（当該地域密着型通所介護事業所に移行する前の通所介護事業所を含む。）又は新発田市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所介護相当サービス事業所（当該介護予防通所介護相当サービス事業所に移行する前の介護予防通所介護事業所を含む。）で介護職員として常勤で3年以上の勤務実績がある者（通算可）。
- (イ) 介護保険サービス事業所において、介護職員として常勤で5年以上の勤務実績がある者（合算、通算可）。

2 適用開始年月日

平成29年4月1日

【問合せ先】

新発田市高齢福祉課介護指導係

担当：志賀（内線 1203）

TEL：0254-28-9200 FAX：0254-21-1091